○農林水産省告示第五百四十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月七日から施行する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第五条中「第六条」を「第六条第一項第一号」に、「の諸国以外の」を「に掲げられていない」に改め、「バングラデシュ」の下に「、東ティモール」を、「ミャンマー」の下に「、モルディブ」を、「ヨルダン」の下に「、ラオス」を、「アルメニア」の下に「、アンドラ」を、「英国」の下に「、英領チャネル諸島」を、「ギリシャ」の下に「、キルギス」を、「スロバキア」の下に「、スロベニア」を、「セルビア」の下に「、タジキスタン」を、「ブルガリア」の下に「、ベラルーシ」を、「ベルギー」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「マルタ」の下に「、モルドバ」を、「エチオピア」の下に「、エリトリア」を、「コートジボワール」の下に「、コモロ」を、「ザンビア」の下に「、サントメ・プリンシペ」を、「シエラレオネ」の下に「、ジブチ」を、「ナイジェリア」の下に「、ナミビア」を、「レソトの下に「、レユニオン」を、「バミューダ諸島」の下に「、アメリカ領バージン諸島」を、「アルゼンチン」の下に「、アンギラ」を、「ウルグアイ」の下に「、英領バージン諸島」を、「エルサルバドル」の下に「、オランダ領アンティル」を、「グアテマラ」の下に「、グアドループ」を、「グレナダ」の下に「、ケイマン諸島」を、「セントルシア」の下に「、タークス諸島・カイコス諸島」を、「ブラジル」の下に「、フランス領ギアナ」を、「ホンジュラス」の下に「、マルティニーク」を、「メキシコ」の下に「、モントセラト」を、「キリバス」の下に「、グアム、クック諸島」を、「ソロモン」の下に「、ツバル、トケラウ諸島」を、「トンガ」の下に「、ナウル、ニウエ」を、「パプアニューギニア」の下に「、パラオ」を、「フランス領ポリネシア」の下に「、マーシャル」を加える。

別表第二の四の項の検疫有害動植物の欄中「、ジャガイモガ」を削り、同表の五の項の検疫有害動植物の欄及び九の項の検疫有害動植物の欄中「、グラジオラスアザミウマ」を削り、同表の十六の項の検疫有害動植物の欄中「、チャマダラメイガ」を削る。

資　料

四半期別ＧＤＰ速報（１次速報）(2010（平成22）年 10～12 月期)

内　閣　府

実質国内総生産（原系列）　（単位：2000暦年連鎖価格、10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	開　差	国民総所得	総固定資本形成
2010／ 1— 3.	133,712.6	75,817.2	74,409.3	61,643.6	2,991.5	20,488.3	−3,772.9	25,836.2	5,878.1	81.4	6,202.3	19,768.5	13,566.2	190.5	133,205.4	29,179.2
4— 6.	131,681.9	75,210.7	73,578.0	60,780.2	2,889.7	16,538.1	1,016.4	25,631.0	3,884.9	62.4	6,566.6	20,609.7	14,043.1	−117.8	129,080.3	23,140.9
7— 9.	134,974.3	77,679.8	75,828.5	62,988.6	3,162.7	18,782.7	−996.3	25,151.7	4,498.8	17.2	6,969.8	21,599.4	14,629.6	−292.0	133,458.1	26,239.0
10—12.	139,373.6	78,601.2	76,547.7	63,664.1	3,327.0	17,458.2	2,022.6	25,548.3	5,522.8	60.7	6,921.6	21,879.6	14,958.0	−88.8	136,357.2	26,246.9

＊開差＝国内総生産（支出側）－国内総生産（支出側）の内訳項目計

＊財貨・サービスの純輸出は連鎖方式での計算ができないため、財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入　により求めている。このため寄与度とは符号が一致しない場合がある。

実質国内総生産（原系列）(前年同期比)　（単位：％）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2010／ 1— 3.	5.6	3.0	3.0	3.4	−17.7	−5.0	(0.4)	2.6	10.6	(0.0)	(3.6)	34.6	3.7	4.0	−3.6
4— 6.	3.1	1.4	1.4	1.5	−10.6	3.0	(0.0)	2.8	−4.3	(0.0)	(1.9)	30.4	14.3	0.9	−0.4
7— 9.	4.9	2.5	2.5	2.8	−1.3	6.6	(0.9)	2.0	−4.6	(−0.0)	(1.4)	21.3	11.5	3.8	3.3
10—12.	2.2	0.6	0.7	0.5	6.5	6.1	(1.0)	1.3	−13.3	(0.0)	(0.6)	13.3	9.9	1.5	0.9

＊（　）内の数値は寄与度。

＊財貨・サービスの純輸出の寄与度は財貨・サービスの輸出の寄与度―財貨・サービスの輸入の寄与度　により求めている。